

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧（あはき） にかかる療養費申請の変更について

日頃は当組合の事業運営にご理解・ご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師（以下、「施術者」と言う）の施術に係る療養費については、平成31年1月から受領委任払いの制度※1が導入され、健康保険組合がこの制度に参加するか否かについては、組合会で、今後のあはき療養費の支払い方法を決議することとされました。また、これに伴い当組合が従来行っておりました「代理受領払い」※2は、同制度導入後に廃止となります。

当組合においては、組合会で審議を頂いた結果、従来の支払い方法「償還払い・代理受領払い」から、「償還払い」※3へ移行することとされました。

つきましては、平成31年4月施術分からを対象とし取り扱いを変更させていただきます。

事業主の皆様には、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

（※1）受領委任払い（受領委任の取扱規程 保発0612 第2号平成30年6月12日）

患者は一部負担額を施術所で支払い、療養費支給申請書に請求委任の署名をする。施術者等と健保組合は受領委任規程に則り事務の取扱いを行い、療養費は施術者等に支給されるもの

（※2）代理受領払い

患者と施術者等の契約による委任請求に基づき、療養費は施術者等に支給されるもの

（※3）償還払い（健康保険法第87条 健康保険法施行規則第66条）

患者は施術料全額を施術所で支払い、療養費は被保険者等からの申請と領収書原本等の提出に基づき被保険者または患者に支給されるもの ※法令上支払い方法の原則

平成31年3月
東京都木材産業健康保険組合